

# 決算期における注意点

## I. 書類の提出

### 1. 決算関係書類の提出

毎事業年度終了後必ず行わなければならない届出に「決算関係書類」の提出があります。通常総会終了後2週間以内に毎年決算関係書類を所管行政庁宛に提出しなければならないことになっております。決算関係書類などの届出や認可申請が一度も行われていない場合、休眠組合とみなし、行政庁が解散命令を出す措置もあります。

#### ① 提出について

提出期限	通常総会終了後2週間以内	
罰 則	中小企業当協同組合法 第115条第31号 中小企業団体の組織に関する法律(組合法準用) 商店街振興組合法 第93条28項	20万円以下の過料 20万円以下の過料 10万円以下の過料

#### ② 提出書類

1	事業報告書
2	財産目録
3	貸借対照表
4	損益計算書
5	剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面
6	監査報告書
7	前各号の書類を承認した通常総会の議事録又はその謄本

### 2. 役員変更届

役員の変更(氏名・自宅の住所の変更、選挙・選任による変更)があったときは、その変更の日から2週間以内に、役員変更届を所管行政庁に提出しなければなりません。

## II. 注意点

### 1. 財産目録を作成する

決算関係書類には、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分(損失処理)の方法を記載した書面を記載することになっています。財産目録を省略することはできません。

### 2. 剰余金処分(損失処理)を適正に行う

剰余金処分案作成にあたっては、定款に記載の通り「法定利益準備金」及び「特別積立金」を積み立て、事業協同組合、協同組合連合会及び商店街振興組合にあつては「法定繰越金(教育情報繰越金)」を繰り越す処理を必ず行ってください。この処理を適正に行っていないため「法」及び「定款」違反となり、国・県等の中小企業施策の支援、表彰等を受けられない等の事例もみられます。

また、決算関係書類提出時に「株主資本等変動計算書」を提出されている組合がありました。会社法では、利益処分案に代わり「株主資本等変動計算書」が計算書類の1つとされていますが、組合では「株主資本等変動計算書」を作成する必要はなく、今まで通り「剰余金処分案(又は損失処理案)」を作成が義務づけられています。ご注意ください。